平成 1 9年 3月 2 3日付け付議第 1号事件 平成 1 9年 5月 1 6日付け付議第 2号事件 平成 1 9年 7月 1 1日付け付議第 3号事件 平成 1 9年 9月 1 2日付け付議第 4号事件 平成 1 9年 1 1月 1 4日付け付議第 2 2号事件 平成 1 9年 1 2月 1 2日付け付議第 2 3号事件

準備書面(2)

2008(平成20)年2月8日

電波監理審議会主任審理官 殿

異議申立人ら代理人

弁護士 海 渡 雄 一

同 只野 靖

同村上一也

第1 平成20年1月31日付国側準備書面(3)について

異議申立人ら代理人は、上記書面を本年2月5日に受領した。同書面に対する詳細な反論は次回に行うこととするが、本書面では、最重要と思われる以下の5点について指摘する。

- 1 第1の1(型式指定の取消の理由)について
- (1) 25機種もの型式指定が取り消されたこと

異議申立人が把握している限り、本件PLC機器を製造(販売)している メーカーは合計32社あり、本件省令改正によるPLC機器解禁以来合計9 1機種について型式指定がされているところ、本日までに、メーカー合計8 社、機器合計25機種の型式指定が取り消されている。これらについては、 別紙一覧を作成したので、参照していただきたい。

すでに、準備書面(1)において述べたとおり、国が一旦型式指定を行い、 すでに市場に流通している機器について、型式指定の取消を行うことは、極 めて異例のことであると思われるが、これまで異議申立人が主張してきたと おり、本件 PLC機器の型式指定の基準そのものがおかしく、重大な技術的 欠陥があることが明らかになったことを意味するものと考える。

(2) 型式指定の取消の理由は業者からの申出であるとの国の回答についてところで、国は、平成19年総務省告示第558号による本件PLC機器合計18件の指定を取り消した理由について、いずれも、「型式指定を受けた者から指定の取消の願い出があったものである」旨説明するのみで、総務大臣が行った処分の根拠法令の提示も含め、それ以上の詳細な説明を一切行っていない(国準備書面(3)2頁)。

異議申立人は、メーカーから、「型式指定を取り消したのは総務省の行政指導によるものであり、総務省のガイドラインが変更になったためである」と聞いているが、この点についても、国は「不知」とのことである(国準備書面(3)5頁。なお、異議申立人は、国による行政指導の有無及びその際の基準(「ガイドライン」)の有無(変更)を聞いているのであって(異議申立人ら準備書面(1)第4の1)、これは国自らが行った行為なのであるから、忘れてしまって認否ができないのならともかく、「不知」という回答はあり得ないはずである)。

異議申立人は、国に対して、以下の2点について、回答を求める。

- ア 国は、メーカーに対して実験用のものを除いて広帯域電力線搬送通信設備に関する行政指導は一切行っていないということで良いか。
- イ 国は、広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に関して、いかなる基準(「ガイドライン」)も作成(変更)していないということで良いか。
- (3) 参加人たるメーカーに対する求釈明

仮に、国の回答が上記(2)アイのとおりであった場合には、異議申立人は、

本件審理に参加し、かつ、取消を願い出たという以下の各業者に対して、その理由の回答を求める。

- ア ネッツエスアイ東洋株式会社
- イ 三菱電機株式会社
- ウ シャープ株式会社
- エ 光ネットワークス株式会社

2 第1の2,3、4(異議申立人の実証実験結果)について

国は、異議申立人が行った実証実験結果(甲49、甲50、甲51)に対して、極めて細かな求釈明を延々と行っている(国準備書面(3)1頁~2頁)。

これら求釈明に対しては、次回までに必要な限度で回答するが、国の求釈明の目的が異議申立人の実証実験結果が疑わしいということにあるのであれば、国自ら同様の実験を行ってみれば済むことではないか。よもや、異議申立人が行った程度の実験を、国が行えないはずがなかろう。

それとも、国は、すでに同様の実験を行っているのか。異議申立人は、国に対して、以下の 2 点について、回答を求める。

- ア 国は、異議申立人が行ったのと同様の実証実験を行ったことがあるのか。 イ 行ったことがあるとすれば、その結果を証拠提出すべきと考えるが、如 何。
- ウ 行ったことがないとすれば、今後、行う予定があるか。
- エ 行ったことがないとすれば、その理由は如何。
- オ 行う予定がないとすれば、その理由は如何。

3 第1の5(甲52号証)について

国は、甲52号証について、「本報告の内容に基づく主張を維持するのか明らかに」せよとのことだが、甲52号証の内容は異議申立人による実証実験内容と矛盾しない独立した実測内容を含んでいるのであるから,異議申立人は、当然この主張を維持する(何故に、国がこのようなことを述べるのか、そも

そも、意味不明である)。

- 4 第1の6について
- (1) 異議申立人の主張は、以下のとおりである(異議申立人準備書面(1)第1 の6)。

国は「本件PLCの導入を可能にするための本件省令改正等は,高速電力線搬送通信に関する研究会報告書を踏まえた情報通信審議会の一部答申において,本件PLCにより漏えいする電波の強度が,様々な環境において周囲雑音レベル以下になると考えられる許容値を採用したもので,本件PLCにより漏えいする電波の強度は周囲雑音レベル以下となると考えられる。」(国準備書面(1)23頁)とする。

しかしながら、国は、本件省令改正にあたって、「周囲雑音レベル以下になると<u>考えられる</u>許容値を採用」したのでは不十分であり、本来、「本件 P L C により漏えいする電波の強度が周囲雑音レベル以下となる」ことを確認しなければならないはずであるところ、その確認を怠った。

それゆえ、国は、「本件PLCにより漏えいする電波の強度が周囲雑音レベル以下となることを確認した」という明確な主張ができないのである。また、国は、「本件PLCにより漏えいする電波の強度が周囲雑音レベル以下となる」ことを直接実証する具体的な証拠を何一つ提出していない。

- (2) これに対して、国は、乙4号証91/101~98/101において立証している 旨回答し、詳細については、さらに主張するという(国準備書面(3) 2頁)。そのような主張・立証を行うのであれば、早急に行っていただき たい。
- 5 第1の21~27について

この部分は、異議申立人準備書面(1)第4記載の求釈明に対する回答のようであるが、質量とも極めて不十分である。また、そもそも、異議申立人準備書面(1)第4の5、7、10、11、12については、国はその従来

の説明等を繰り返しているにすぎず、形式的な回答すらなされていない。

異議申立人による求釈明の内容は、本件の核心部分についてのものであって、国はその主張に誤りがないと言うのであれば,真摯に回答を行うべきである。

第2 異議申立人準備書面(1)の訂正(誤記)

国側の指摘(国準備書面(3)第1の16、19)を受け、異議申立人準備書面(1)を点検したところ、明らかな誤記が散見された。同準備書面については、以下のとおり訂正する。

1 異議申立人準備書面(1)第2の31の冒頭6行を、以下のとおり訂正する。 異議申立書36頁の表1の第3列目の「閾値に相当する電界強度」は甲25号 証38頁にある表3-4から取得した。同表に掲載されていない無線業務等につ いては、「電力線搬送通信設備に関する研究会」

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020809_4.html)

報告書の別添資料2

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020809/bs_02.pdf) より取得した数値を電界強度に換算したものである。

表 1 の第 4 列目の「PLC から 10m 地点での妨害波電界強度」は , 甲 25 号証 9 頁表 3 から取得した。(以下は訂正なし)

- 2 異議申立人準備書面(1)第2の36を、以下のとおり訂正する。
 - 36 第2,53(15頁)について

韓国における規制内容は, http://hfplc.jpn.org/index.php?itemid=481 による。

3 異議申立人準備書面(1)第2の36の次に、次の1行を加える。

第3 国側準備書面(1)「第3」(15頁~24頁)について

4 異議申立人準備書面(1)第3の3を、以下のとおり訂正する。

第1文及び第2文は否認する。なお,この内容について,第4において釈明を求める。

第3文中、「行政の専門的な判断に委ね」とあるが、実際には行政官ではなく 利害関係者や技術的専門家による研究会等を立ち上げて検討を実施し、合意形成に基づいて「許可の対象外とする設備の範囲」に関する技術的要件を定めているのが通例である。本件PLCについては、その合意形成に失敗しており、高速電力線搬送通信に関する研究会最終回議事録(甲70、「高速電力線搬送通信に関する研究会 第12回会合 議事録」にあるように「短波放送、電波天文、アマチュア無線」は研究会報告書案の採択に明確に反対した。

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/kosoku_denr
yokusen/pdf/051222_2_1_1.pdf)

研究会からの報告を受けた第 38 回情報通信審議会情報通信技術分科会では,担当課課長が電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」のうち「高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法」について審議を開始するために研究会報告の概要を述べたものであり,三者の反対があったことは特段報告されず,その議事録にも三者の反対があったことが記載されていない。

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunka
kai/060123_2.html)

本件 PLC に関わる許容値は,反対を押し切って定めたものであり適法とは言い難い。

第4文については、総務大臣への委任がなされていることは認める。ただし、本件異議申立は、まさに「行政の専門的な判断」が誤っていると主張しているのである。

以上